

[特別募集]

特別募集住宅について、入居者を募集します。

特別募集住宅とは、前入居者において、室内で亡くなられた住宅です。

敷金、家賃は、同一住宅、同タイプの住宅と同じです。申し込みの際は、その旨をよくご理解の上、お申し込みください。

【注 意 点】 申込みは一世帯につき1住宅のみです。

住宅タイプに応じて、単身でも2人以上でも申込みできる住宅、2人以上が申込みできる住宅、単身（高齢単身者・身体障がい単身者）の方が申込みできる住宅を区分しています。

単身でも2人以上でも申込できる住宅に単身でお申込みの場合、募集案内書26ページの単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。

単身（高齢単身者・身体障がい単身者）の方が申込みできる住宅にお申込みの場合、募集案内書25ページの高齢単身者・身体障がい単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。

また、一般住宅や別枠募集住宅と重複しての申込みはできません。

なお、抽選優遇制度については、他の募集区分と同様になります。

また、入居にあたっては、誓約書（前入居者において、室内で亡くなられた住宅であることへの了解及び入居後にこのことを理由に住替えなどの申請や異議を申し立てないこと）を提出していただきます。

一般世帯【世帯区分コード：01】

【資格】 募集案内書の7～16ページの資格を全て満たしている世帯

ひとり親世帯【世帯区分コード：13】

【資格】 募集案内書の7～16ページの資格を全て備え、申込者が配偶者がなく、かつ現に同居し、若しくは同居しようとする20歳未満の子を扶養している方

- 【注意点】
- (1) 仮当選後の資格審査時に遺族年金証書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、戸籍全部事項証明書など入居資格をかくにんできる証明書を提出していただきます。
 - (2) 離婚手続き中の方は、仮当選後の資格審査時に離婚に関する誓約書を提出していただきます。また、入居契約時までには離婚を証明する書類（戸籍全部事項証明書または離婚届受理証明書）を提出する必要があります。

高齢者世帯【世帯区分コード：03】

【資格】 募集案内書の7～16ページの資格を全て備え、申込者が60歳以上で、同居する親族が配偶者、20歳未満の方、60歳以上の方だけで構成される世帯

- 【注意点】
- (1) 未成年の孫など（孫などの親が同居しない場合）との同居には相応の理由が必要です。申込み時に理由を記入した書類を同封してください。
 - (2) 住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、高齢者世帯で申込みをされても住宅の仕様に変更はありません。
高齢者・身体障がい者仕様をご希望の場合は、高齢者・身体障がい者世帯で申し込みください。

子育て（乳幼児）世帯【世帯区分コード：80】

【資格】 募集案内書の7～16ページの資格を全て備え、申込者が同居する親族に配偶者と小学校就学前の子を両方含んで構成されている世帯（婚約中の方も含む）
※詳細は募集案内書をご確認ください。

心身障がい者世帯【世帯区分コード：10】

【資格】募集案内書の7～16ページの資格を全て備え、下記の（ア）～（エ）に該当する方がいる世帯

（ア）下記の表に該当する方

手帳の種類	該当する方	該当しない方
身体障害者手帳	1・2・3・4級	5・6級
精神障害者保健福祉手帳	1・2級	3級
療育手帳	A1・A2・A3・B1	B2

（イ）重度または中度の知的障がい者であることを児童相談所の長または更生相談所の長から判断された方

（ウ）戦傷病者手帳を所持し恩給法別第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方

（エ）現在、心身障がい者世帯に該当する級の手帳を申請中の方（契約期限までに交付される方）

【注意点】（1）身体障害者手帳などに記載されている障がいの級によっては、該当しない場合がありますので、必ず上記の手帳の級を確認してください。

（2）仮当選の資格審査時に、心身障がい者世帯であることを証明していただくために、下記の表の証明書類の写しを提出していただきます。

障がいの内容	証明書類
身体障がい者	○身体障害者手帳
精神障がい者	○精神障害者保健福祉手帳
知的障がい者	○療育手帳
	○知的障がい者用申込資格調査書の証明書など
戦傷病者	○戦傷病者手帳

（3）住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、心身障がい者世帯で申込みをされても住宅の仕様に変更はありません。

高齢者・身体障がい者仕様をご希望の場合は、高齢者・身体障がい者世帯で申し込みください。

犯罪・DV被害者世帯【世帯区分コード：12】

【資格】 募集案内書の7～16ページの資格を全て備え、下記の（ア）または（イ）に該当する世帯

（ア）犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方及びその家族または遺族で下記の①または②に該当することが証明される方を含む世帯（警察に被害届を提出した方であって、犯罪被害者であることが確認できる方）

①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方

②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方

（イ）DV被害者がいる世帯

DV被害者とは配偶者等からの暴力を受けた方で、次の①・②のいずれかに該当する方。

①婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター等の一時保護、または婦人保護施設や母子生活支援施設等の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

※該当するかどうかわからない場合は、事前にお問い合わせください。

②裁判所がした退去命令、または接近禁止令の申立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

※資格審査時に上記の内容を確認できる証明書を提出していただきます。

【注 意 点】 (1) 入居資格について事前に確認させていただいたり、県警本部に被害届の提出状況について照会させていただく場合があります。

(2) 仮当選後の資格審査時に入居資格を確認するため、犯罪・DV（配偶者等からの暴力）被害者であることを確認できる証明書（関係機関からの証明書、医師からの診断書など）を提出していただきます。